

CTGの 建交労群馬県本部ニュース

全日本建設交運一般労働組合群馬県本部
〒371-0023 (略称・建交労群馬県本部)
群馬県前橋市本町3-11-12 TEL:027-223-0007
FAX:027-223-9966 e-mail:ctg-g@nifty.com



建交労群馬県本部委員長 藤嶋 研



新年あけましておめでございぞいぞい 安部政権を倒し立憲主義をとりもどそう

組合員のみなさん、新年あけましておめでございぞいぞいぞい。今年がどんな年になるのか考えてみました。一つは、昨年明るみに出た「偽装」「談合」事件の影響です。技術立国を標榜し、イノベーションを目指している国の事件です。その影響は、労働者へのしわ寄せとなって現れてくるのではないのでしょうか。二つは、大企業は潤っているのに大手銀行がリストラを計画していることです。金融と産業の関係に異変が起きているのでしょうか。労働者へのしわ寄せが心配です。三つは、「もりかけ」問題です。行政の「不正」が闇に葬られるのでしょうか。行政マンが忖度する相手は、「為政者の思い」ではなく「国民の思い」です。最後は、「あなたはどこの国の総理ですか」この言葉は今年、より一層顕在化するのではないのでしょうか。日本国憲法をアメリカのために改正する必要はありません。組合員の要求実現と組織の拡大強化に向け、本年もよろしく願います。



建築支部やダンプ支部の組合員にとって頭の痛い、確定申告の時期がやってきました。組合では毎年この時期に組合事務所において、下表のように毎日曜日に税金相談会を実施しています。「確定申告は大変」「税務署は苦手」という人は組合の税金相談会に参加してみてもいいですか? 「組合の税金相談会は安心・簡単・早い」と大好評です。毎年、相談会への参加者は増えています。

【必要書類を持ってお越しください】

- ① 昨年の確定申告書の控え (無くてもできるが、あると作成がスムーズに)
- ② 売上・経費のわかるもの (裏面の組合の自主計算書等で集計してあると作成が早い)
- ③ 国民健康保険料の支払額。



税金相談は組合へ

分からない場合は事前委市役所へ問い合わせ。

- ④ 国民年金の支払証明書 (無いと控除できない)
- ⑤ パート所得のある配偶者は源泉徴収票
- ⑥ 生命保険料、介護保険料、地震保険の控除証明書など
- ⑦ 住宅ローン控除 (2年目以降は銀行の残高証明書だけで良いが、初回の場合は請負契約書、不動産登記簿謄本、住民票の写しが必要)



あなたの周りに確定申告で悩んで知る人はいませんか? 気軽に組合の税金相談会にさそって参加してください。

マイナンバーと確定申告

情報漏えいなど様々な問題が指摘されているマイナンバーですが、一昨年分の申告書から、本人だけでなく扶養家族のマイナンバーも記載する欄があります。さらに番号を記載する場合は、通知カードのコピーと運転免許証のコピーを添付することが求められます。しかし国税庁は、番号未記載でも確定申告書は受理すること、不利益や罰則はないことを明らかにしています。

日	時	会
2月11日(日)	午前9:00 ~ 正午まで	建交労群馬 県本部事務所〒 371-0023 前橋市本町 3-11-12
2月18日(日)		
2月25日(日)		
3月4日(日)		